

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和6年11月20日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 ささせ順子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>発達障がい・グレーゾーンの方が孤立しない支援体制を</p> <p>発達障がいには、「グレーゾーン」と呼ばれる状態がある。診断基準の一部を満たしているものの、すべての条件には当てはまらず、正式な診断がつかない状態を指す。このような方々は、生きづらさを抱えながらも、その原因や対処法がわからず、不安や孤独を感じる人が多い。</p> <p>特性の現れ方は人それぞれで、周囲から気づかれにくいことがある。学齢期には友達との関係や勉強の理解で困難を感じ、社会に出ると仕事や人間関係で悩みがさらに深刻化する場合もある。障害者手帳が交付されないため、公的支援が受けられず、支援を求める手段が限られていることが、孤立や経済的困難を招きやすい。</p> <p>昨年5月に改正された発達障害者支援法は、「自立と社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く共生する社会の実現」を求めている。制度の狭間で支援を受けられずにいる市民とその家族が、必要な支援に繋がり、安心して生活できる環境整備を求め、質問する。</p> <p>(1) 発達障がいの方やグレーゾーンに該当する方が利用できる市内の相談窓口はどこか。</p> <p>(2) 発達障がいのお子さんやグレーゾーンに該当する</p>	

	<p>とされる未就学児と学齢期のお子さんに対する支援体制はどのようなか。</p> <p>(3) 発達障がいのお子さんやグレーゾーンに該当するとされるお子さんが義務教育を終えた後、社会生活への移行期に支援が途切れない体制は整っているか。</p> <p>(4) 発達障がいの方やグレーゾーンに該当する方が、必要な支援を受けながら就労や社会参加の機会を得られる環境づくりが必要と考える。市としてどのように応えていくか。</p>	
2	<p>市と社会福祉協議会の連携体制について</p> <p>長久手市社会福祉協議会は、市民、団体、事業者、行政が協力し、地域全体で支え合える環境を築く上で重要な役割を担っている。少子高齢化や社会的孤立といった課題が深刻化する中で、地域福祉の拠点として協議会が受託する複数の事業が、地域の安心・安全な暮らしを支えている。ボランティアセンターの運営や地域支援活動、障がい者支援センターの設置など、これらの事業は市民生活に密接に関わり、その影響は非常に大きい。</p> <p>中でも、ボランティアセンターは市民活動の基盤として重要な役割を果たしているが、運営体制が十分に整っているのか、市民から不安の声が寄せられている。また、このような状況が他の委託事業に波及しないよう、市と協議会が連携して安定した体制を確保する必要があると考える。</p> <p>(1) 市が社会福祉協議会に委託している事業の内容と、それぞれの事業の目的について伺う。</p> <p>(2) ボランティアセンターを始めとする補助事業の運営体制について、現状の課題は何か。</p> <p>(3) 市は、社会福祉協議会との連携を強化するためにどのような取り組みを行っているのか。また、今後の方針について伺う。</p>	
3	<p>「あったかあど」の活用促進について</p> <p>「あったかあど」は、赤色（65歳以上と障がい者）と青色（12歳以上65歳未満）の2種類があり、それぞれが市民生活に役立つ優待を提供している。現在、赤色のカードは、ござらっせでの入泉割引（通常770円→400円）や、市内協賛店舗（31箇所）での特典、福祉の家の歩行浴室や福祉浴室の利用など、多くの場面で活用されている。一方、青色のカードは、ござらっせでの入泉割引（通常770円→</p>	

510円)を主な利用目的としており、協賛店舗での特典は1箇所に限られている。

今後PFIコンセッション方式によりござらっせの運営事業者が変わり、入泉割引が廃止される可能性があるという市民の不安が広がっており、特に青色のカードは入泉割引の利用が中心であるため、割引が廃止されれば、多くの市民がカードを手放す恐れがある。

「あったかあど」は市民に広く普及し、愛されてきた制度であり、赤色・青色ともにその価値を守ることが重要と考える。もし、ござらっせでの入泉割引の継続が難しい場合でも、協賛店舗を拡充し、両カードとも31箇所以上の優待が受けられるよう改善を求めたい。市民にとってカードが価値あるものとなるよう、どのように取り組むのか伺う。